

京都市訓令甲第 46 号

消 防 局

京都市消防局長専決規程の一部を次のように改正する。

平成 21 年 3 月 31 日

京都市長 門川 大作

第 3 条第 19 号中「10,000,000 円」を「50,000,000 円」に改め、同条第 26 号及び第 29 号中「理財局長」を「行財政局財政担当局長」に改め、同条第 57 号ただし書を削る。

第 7 条第 1 項中「主管部長（）」を「、主管事務につき、部長（）」に改め、「、局長、次長及び主管部長ともに事故があるときは、総務部長、予防部長、安全救急部長、警防部長、防災危機管理室長の順により」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、担当局長が置かれている場合は、局長及び次長に共に事故があるときは、主管事務につき、担当局長が、担当局長に事故があるときは、主管事務につき、部長が代決することができる。

附 則

この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(総務局総務部文書課)